

4 全内漁管連第 14 号
令和 4 年 9 月 12 日

全国内水面漁場管理委員会連合会 会員 各位

全国内水面漁場管理委員会連合会
会長 藤田 利昭

中央省庁への提案書作成に係る提案内容の検討
及びアンケート調査の実施について（依頼）

当連合会の運営につきまして、日頃から格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 5 年度に中央省庁へ提出する提案書の素案が、令和 4 年度第 1 回漁場管理対策検討会で別紙 1 のとおり、とりまとめられました。

つきましては、別紙 2 「提案項目作成にあたっての考え方」に基づき、各都道府県漁場管理委員会において令和 5 年度の提案内容を協議いただきますよう、お願いいたします。

あわせて、別紙 3 のとおり、提案項目作成に係るアンケート調査を実施いたしますので、ご対応のほどよろしくお願ひします。

なお、令和 5 年度提案項目に対する意見およびアンケート調査につきましては、各ブロック協議会幹事県へ提出してください。提出締め切りにつきましては、別途各ブロック協議会幹事県から提示されます。

【添付資料】

- ・別紙 1 令和 5 年度提案項目素案（※）
- ・別紙 2 提案項目作成にあたっての考え方
- ・別紙 3 令和 5 年度提案項目に係るアンケート調査
- ・別紙 4 令和 5 年度提案項目取りまとめスケジュールについて

（※）令和 5 年度提案項目素案は、令和 4 年度の 7 本の柱 30 項目のうち 1 項目減及び基礎データ修正以外は概ね同様

提案項目作成にあたっての考え方

中央省庁への提案活動については、全国の意見を総括するものであり、その内容は大変多岐に渡るものとなっています。また、内水面を取り巻く現状が厳しくなるにつれ、提案項目数についても平成 17 年度の 14 項目から平成 27 年度の 34 項目へと、増加の一途を辿りました。

このように内容が膨大になることにより、提案の趣旨がぼやけ、実効性に欠けるものとなるおそれがあるため適宜見直しを行い、令和 4 年度は 29 項目となっております。

これらは各ブロック協議会において協議し、必要に迫られて提案されているものであり、項目数を削減することは難しいことも実状です。

このことから、令和 5 年度の提案項目については「実効性のある提案」を方向性として進めるべく、各会員県及びブロック協議会においては次の事項についてご配慮の上、検討をお願いいたします。

1 要望すべき内容を精査するとともに、冗長な文章としない。

背景を詳述するなど、文章が肥大化することにより、趣旨がぼやけるおそれがあるため、簡潔なものとする。

2 個別の事案は盛り込まない。

広域的な影響がある、または全国的に普遍性がある事案について、提案項目とすること。

3 提案した結果に対する評価を行う。

成果が得られたものについては削除し、一定の成果が見られたものの、まだ課題が残る場合は、その点を具体的に記述し、提案すること。

1 第1回漁場管理対策検討会（9月9日・書面開催）

令和5年度提案書の基礎となる提案項目素案及び、提案項目に係る各都道府県の実態把握のためのアンケート調査票の内容について協議し、決定する。

決定した素案及びアンケート調査票を連合会事務局から各都道府県の内水面漁場管理委員会宛に送付する。

2 アンケート回答等のとりまとめ

各都道府県の委員会は、提案項目素案への修正・意見等及びアンケート回答を各ブロック協議会開催県へ提出する。（締切は各ブロック協議会開催県に一任）

3 各ブロック協議会（書面開催）

提案項目素案について、各ブロック内都道府県の実情及びアンケート結果を踏まえ、ブロックとしての意見を決定し、連合会へ報告する。

- ・東日本ブロック協議会（福島県）
- ・中日本ブロック協議会（愛知県）
- ・西日本ブロック協議会（愛媛県）

4 第2回漁場管理対策検討会（令和5年3月）

提案項目について、各ブロックからの意見を踏まえて検討し、令和5年度提案書（案）を策定し、第2回役員会へ提出する。

5 第2回役員会（4と同日開催）

漁場管理対策検討会から提出された提案書（案）について審議し、令和5年度通常総会に議案として提出する。

6 令和5年度通常総会（令和5年5月）

提案書（案）を議案として上程する。

7 令和5年度提案行動（令和5年6月又は7月）

令和5年度通常総会で決議された提案書をもって、各省庁に対し提案行動を実施する。